

# 書評と紹介

武川正吾著

## 『社会政策のなかの現代

福祉国家と福祉社会』

評者：相澤與一

はじめに

筆者は、武川氏の力作にふれるなかで、もちろん本書から学ぶという意味でも多少の紹介と言及を行ないながら、筆者らが近頃模索している社会経済政策論の生活過程論的視角による転換の方向性について若干の考察を加えたくなり、ご承諾を頂いたので、とくに長い書評とさせていただいた。

### 1 本書の主題と編成について

本書の章別構成は以下の通りである。

#### 1章 労働経済から社会政策へ 社会政策研究の再生のために

#### 2章 福祉国家の危機と繁栄の80年代 新保守主義的再編とネオ・コーポラティズム

#### 3章 福祉国家の未来 成長問題とフレキシビリティ問題

#### 4章 労働の未来と福祉国家 雇用労働・家事労働・ボランタリー労働のポートフォリオ

#### 5章 転換期の社会政策研究 福祉国家形成と福祉国家危機の同時進行

本書は、著者が新鋭の10年間にものされた諸論文に加筆しそれを集成した大作である。

本書は、日本の社会政策論がとくに第2次大戦後に大河内社会政策論に支配されて英米中心の国際スタンダードからはずれ、労働政策論に狭められ、現代でもその傾向をのりこえていないと論難され、そのために現代の中心問題である福祉国家の過去、現在と未来への解明力を失っているとし、著者なりに福祉国家の分析を試みている。

したがって本書の主題は二つある。第一には、社会政策学会は社会政策論の研究対象を労働政策に狭め続けているが、これは誤りであり、研究対象を拡張しなければならないと主張することである。その論点は1章を中心に5章の一部にまたがって主張されている。その上で第二に、現代社会政策論は福祉国家の研究でなければならないとし、著者流の考察を行うことである。

本書は、まず第一に社会政策論を労働政策論だけに狭めることに反対し、その枠を福祉国家をも扱えるように拡張することを主張した。福祉国家についての理解の違いを掛けば、この結論にはおむね賛成である。

ただし、社会政策論を労働政策論に狭める傾向が社会政策学会を支配し続けているとの主張は正しくない。また社会政策論を労働政策論に狭めることに反対し対象を拡張すべきであるとの主張は正しいが、あたらしいものではない。

木村正身氏や筆者、とくに木村氏は早くから社会政策論を大河内氏や岸本英太郎氏らのように労働政策論に限定することに反対するとともに、労働面とともに生活面をも包括的、体系的に扱う社会政策論の再構築を目指すべきで、そのためにはイギリスにおける社会政策の歴史と思想や理論の研究から批判的に学ぶべきことが多いと主張されていた。

筆者もその後を追い、社会政策論の枠組みを労働問題および労働政策とともに生活問題および社会保障等を社会政策論の双軸として扱い得るよう社会政策論を変えることを主張した（相澤、1992年、「社会政策概念の一再考」『商学論集』60巻6号、拙著『社会保障「改革」と現代社会政策論』八朔社、1993年6章に再録）。

本書は、我々の先行的努力については、本書の281ページで、名誉なことに先駆的で著名な1975年の木村正身論文（「労働条件と福祉条件

社会問題の相対的認識のために」『香川大学経済論叢』第47巻第4号）とともに、1985年の拙稿（「ソーシアル・ポリシー」概念の批判的攝取の一作業』福島大学経済学会『商学論集』第50巻第2号、前掲拙著第4章に再録）を挙げてはいるが、それらの論文の内容を紹介もせずに、「伝統的な社会政策の問題設定の枠内にとどまりながら」「パズル解き」を試みたと評している。武川氏のこと改めての主張の画期的であることを裏付けたくてこういわれたのであるか。

もちろん、筆者等のかつての主張がそのまま社会政策学界全体に受け入れられたなどという気は毛頭ないが、実際にはかなり受け入れられてきたようにおもわれる。本書の例示にもかかわらず、社会政策学会の大会と分科会等において、なるほど労働問題および労働政策論の研究報告の割合が大きいとはいえ、多くの会員が生活問題や社会保障ないし社会福祉問題を扱ってきたし、近年ますます多数報告され、広く論じられている。

本書はまた、福祉国家の研究こそが現代社会政策論の中心問題であるのに、社会政策学会は社会保障や福祉国家の研究をなおざりにしていると論難されている。この点にかかわっては、木村正身氏自身も福祉国家の歴史・思想史的研究に業績をあげられたのを含めて、福祉国家研

究がなされなかつたわけでもない。ただし、筆者の場合には、世上大勢として福祉国家概念をあいまいにしたまま、あるいは恣意的にずらしたり定義しなおしたりしながら戦後社会政策国家をすべて一律に福祉国家として扱う傾向が流布していることに批判的で、それらの傾向の粗雑さと非科学性に批判的であったがために、なるべく福祉国家という用語を避け反福祉国家的政策を含めてトータルに現代国家独占資本主義の社会政策を考察してきた。

この論点にかかわって筆者がとくに問題にしたいのは、理論的手続きを通じて社会政策論体系中の中心軸として社会保障研究や福祉国家研究を位置付けようとせず、あいまいにしたまま福祉国家の社会政策論として論じられてきた傾向であり、そのことの理論的怠惰を自分を含めて学界に問いたいのである。

それゆえ、学界が当面する理論方法的課題は、改めてその方法を提起または呈示し発展させることであろう。

本書は、枠組み拡張の主張においては多分かなり的を射ているだろうし、福祉国家問題を現代の社会政策問題として社会学的方法なのであろうと思われるやり方で分析し論述し、その点では種々の知見を提示し、筆者にも大いに参考となる点が多かったのではあるが、自ら提起した拡張されるべき枠組みでの社会政策理論の再構築については展開されずに棚上げしている。つまり、1章の末尾で、「本章は、社会政策の理論を提示するものではなく、その出発点として、その研究の対象を画定したに過ぎない。こうした対象規定を出発点として、社会政策論を構築することは残された課題である」とされた。その先にこそ主要な研究課題があるはずであり、木村氏も筆者もその点に立ち向かおうとし、未完成の状態にあるのである。

## 2 「福祉国家」論と現代国家独占資本主義論

ソ連崩壊後の現代資本主義も矛盾と危機の中にあり、その矛盾と危機が世界人民の生活をひどく脅かしている。そのなかで変質した「福祉国家」はいかなる多様な形と内容をもち、いかなる危機に瀕しているのか、この点について本書は若干の解釈的な知見を提示している。きびしい矛盾と危機の中にある現代資本主義の社会経済政策論が当面する基本課題は、歴史と現状の解釈を試みるとともに、さらにそれを踏まえて現代生活過程の矛盾と危機に対応し対抗する政策戦略理論を創ることであろうし、それに貢献しうる方法と分析を進めることであろう。

### (1) 「新しい社会政策」論を超えて

筆者は、武川氏が述べているほどには東京大学に長期間勤務された大河内一男氏の学問が社会政策学界全体を支配したなどと考える東大中心主義に罹っていないのであるが、大河内氏も本稿の文脈に関わる興味深い再吟味の種を撒いていかれた。

我々が社会政策の生産力説とみなした労働力政策としての社会政策論をとくに戦後に一層純化させた大河内一男氏は、研究の晩年期の1981年に「新しい社会政策の理念を求めて」(『大河内一男著作集』労働旬報社、1979年)において、「通例『社会政策』と呼ばれているもの」などとご自分の労働力政策説が支配しているかのごとくに表現しながら、「これに対して『新しい社会政策』の理念は・・人間をその生涯を通じてのライフサイクルにおいて把握し・・その全過程を通じて対象とするものでなければならぬ」と自説を転回させた。

この転回は、社会政策が労働者保護政策の段階から「ゆりかごから墓場まで」と比喩的に言われた「福祉国家」の政策体系の総体を指す新たな概念に変えるということであろう。

十分な理論的説明抜きのこの転回については、無節操だとか生産力説の破綻だとか言われたし、筆者も批判的にコメントしたことがある。しかし、好意的に思い返せば、なりふりかまわずに社会政策概念を社会政策の戦後段階的発展に適応させて人間の全生涯過程にかかわるものに拡張しようとした大河内氏の最後の努力であったといえなくもないだろう。

そうみると、社会政策を総資本の再生産のための労働力保全政策と規定するために『資本論』を転用した彼本来の立場を、あたかも自然の成り行きのごとくに過去のものとしてさておき、全生涯にわたる「新しい社会政策」の理念を設定したことは、彼の意図を超えて図らずも労働過程をも包摂する社会的生活過程の再生産に総資本の蓄積とそのための労働力保全過程を埋めもどし、各国民の全生涯にわたる生活過程の再生産をサポートする社会経済政策体系論に接近したものであった、のかもしれない。つまりかかるものとしての福祉国家の総合社会政策論としてである。

### (2) 「福祉国家」論について

さて、そこで福祉国家の概念に多少ふれなければならないことになるが、そもそもむやみと世上濫用されてきた福祉国家論の最大の難点は、概念の不統一と恣意性にある。本書の場合ではそれが「社会政策経費が国民所得の一定程度を超えた国家である」(70ページ)と規定された。そして日本がそのような福祉国家になったのは「福祉元年」と言われた1973年であるとされ、それゆえ福祉国家の成立と福祉国家の危機が重なったことに日本の特徴を見ている。寡聞で特異な言説である。仮に成立が同時に危機の開始だとすれば、とうぜん日本「福祉国家」はまともなものではなく、動搖と後退を強いられる擬似「福祉国家」となる。日本はUSAなどと

ともに不平等度の激しい「非福祉国家」であるとも評価されている国なのである（橋木俊詔著『日本の経済格差』岩波新書，1998年参照）。

それにしても社会保障経費の対GNPの不特定比率への到達をもって福祉国家であるとする定義だけでは、その武川説はいかにも歴史的特質の規定性を欠くことになる。

周知のように、福祉国家なる用語はもともと第二次大戦直前ごろから軍事国家の反対語として、国民の福祉を尊重し追求する国家のあり方を指す国家像として言われ始めた。そしてさらに具体的にはベヴァリジ報告の核心をなす全国民に対する最低生活費の普遍的保障計画、彼流のナショナル・ミニマムの保障計画などに例示されたように、また日本では理念的にはよりすぐれた「健康で文化的な最低限度の生活」の保障によって国民の生存権を保障しようとする国家のあり方を中軸とするものであった。福祉国家論に関する毛利健三氏の紹介と解析（『イギリス福祉国家の研究』東京大学出版会、1990年、第1章の1）によても、最低基準の保障を核心とし、それに多少とも上乗せされる文化国家とされていた。つまり、最低生活費の保障だけでなく医療その他の保障によって当該文明社会の最低限度以上の生活を保障することが含意されていた。

ところが、当のイギリスをはじめとして、肝心の普遍的な最低限度の生活保障が経済成長の最盛期にさえ実質的には実現されないまま、とくに1980年代以降の新保守主義的改革でいっそう社会的弱者への社会保障が圧迫され後退するのである。

なるほど福祉国家は解体されたのか、それとも再編・調整されたのか、という問題については、国際的にも後者の意見が多数を占めるようである。武川説も後者の側にある。

本書の場合は、それが基準とした社会保障經

費の対GNP比が、新保守主義反動の中で日本をはじめとして80年代に低下または低迷させられながらも、経済成長率の鈍化・低迷のなかでの社会の高齢化と高失業率のために傾向的には高止まりか、やや上昇するだろうから、社会保障の内実は後退しても福祉国家は生きつづけることになるのである。その結果として対GNP比を基準とする本書のような考え方によれば、福祉国家は生きつづけるだろうが、USAやUKや日本をはじめとして最低限度の生活保障がますます掘り崩される形での、したがって肝心の社会的生存権を保障する点での福祉国家は解体されながら、概念をずらし修正・再定義を重ねながら福祉国家の存続論が固執されることになる。このように福祉国家持続説の有力な一方法が本書のような社会保障経費率等の比較論であり、社会学的に有力な流れである。福祉国家は大勢としては核心を解体されつつ変質され転換してきた、というべき国々が多いはずである。

そのなかで日本は憲法理念的には福祉国家的であったが、実態としては高度成長期にも擬似「福祉国家」の域を超えないまま、とくに80年代以降には新保守主義的攻撃を受けてそれさえ崩されつつあるように思われる。先進諸国中、社会保障費中の国庫負担率を絶対的に引き下げえたのは日本だけなのである。反福祉国家主義的な展開である。

ともあれ筆者自身の一般的な現代資本主義論としては、福祉国家は戦後国家独占資本主義体制の軍事国家、大企業擁護国家と矛盾・対抗しつつ並立する有力な一側面であったと見ている。もしも現代資本主義国家とその社会政策を一律全面的に平板な福祉国家論の観念と觀点のみで総括するとすれば、いかにも浅薄な弁護論となる。

本書はさすがにそうではないようでもある。同著は、とくに1950、60年代について社会保障

経費の比率が不特定のある程度以上に高められることで「危機管理システムとしての福祉国家」(本書70ページ以降)が展開される必要があつたからであるとし、そのシステムを構成した三要素(1)ケインズ主義、(2)ベヴァリジ主義、(3)利益集団自由主義が80年代を中心に動搖し、英米中心の新保守主義とEUのニュー・コーポラティズムがそれらにとて代えられたと述べる。

私見によれば、たしかに戦後資本主義体制は、顕在的・潜在的なその危機の内容を推移させつゝ貫して「危機管理システム」的な国家独占資本主義体制であった。そして福祉国家的要素はその一大要素であった。そして戦後国家独占資本主義の国家と国際体制の総体が軍事機構を含めて危機管理システムを構成しているのである。

しかし、同時にその危機の核心は生存保障の危機であった。地球環境の悪化や軍事的な危機や近年の民族紛争も最も生存を脅かす最大級の危機である。またそれにかかり労資関係をも規定した冷戦体制は危機的体制であった。さらに武川氏が「危機管理システムとしての福祉国家」の三つの構成要素とされた前記の要素は、生存の経済生活的側面にかかる政策要素であり、そのレベルでの危機管理政策であったはずである。

### 3 現代社会経済政策体系としての福祉国家論 の再構築に向けて

福祉国家を含めての現代社会経済政策体系を総体的な「危機管理システム」の政策体系であるとすれば、つまるところ生産および労働過程と生活福祉過程を包摂する社会的生活過程の健全と発達をはらむ再生産保障こそが優先されるべき現代経済と現代社会経済政策の中心課題であるということになる。

資本主義体制下での人民の生活過程擁護的な政策戦略の理念としては、たとえば日本国憲法第25条のもととなったワイマール憲法も想起される。同憲法の第5章「経済生活」の冒頭、第151条( )は、「経済生活の秩序は、すべての者に人間に値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない。この限界内で、個人の経済的自由は、確保されなければならない」と宣言した。今こそ生かされるべき基本規範である。

ところがその現代世界の社会的生活過程を世界的におびやかしている最大要因が冷戦体制後の一極覇権的なアメリカによる帝国主義であり、経済的にはグローバリゼーション攻勢なのである。貫しての恐慌抑止的な経済管理システムのほかに、かつては「全体主義」、今日では帝国主義に対する暴力的テロの抑止を標榜する「危機管理システム」はUSA本位に歪曲され、現代世界の生活過程の危機が強められている。この危機の民主的解決をはかるべき世界的および国内的運動とその社会経済政策戦略を追究することが民主的な代替的新秩序作りを目指す現代社会経済政策体系論となるべきであろう。

しかし、多国籍企業と国際金融資本の超過利潤取得を中心とするグローバルな資本蓄積体制に包摂されて生ずる大失業と生活危機などの雇用労働および生活問題の消極的・防衛的運動そのものが現実には先行しがちであり、従来の労働問題や社会政策の研究がそれを追ってきた。そのような方法に沿って、筆者らも資本蓄積過程のもたらす労働および消費生活問題の対抗的解決の路線と運動を追ってきた。たとえばこれまでの拙著としては最大の『イギリスの労資関係と国家』(未来社、1978年)もその一成果である。その意義をなお確認しながらも、それだけではあくまでも資本本位の枠内での雇用生活防衛の戦略と運動の研究にとどまり、しかも個

別的には大方労働者運動の敗北に帰すしかないものであった。とすれば、仮に労働者運動の組織、政党などが個別的な敗北のかなたに政治権力の掌握を展望したとしても、資本蓄積批判、労働過程改変のみでは、社会的生活過程の再生産と発達を担い得ないことは経験済みである。とすれば、資本と労働の持つ活力と可能性をも生かしつつ、それを社会的生活過程の積極的再生産に組み込むこと、つまりその方向での福祉国家と福祉社会の組織と運動戦略の中に資本と市場を埋め込みなおすパラダイム転回の可能性とその仕掛けを模索しなければならないのである。つまり社会的生活過程本位の政策戦略理論の構築を目指さなければならぬことになる。

ちなみに、本書では、社会政策論を労働政策論に狭めることに反対することを一方の基調とする中で、本書がホームベースとして依拠するイギリス社会政策論を「触媒としての社会政策論」(1章の5)として重用すべきことを強調しながら、「イギリス社会政策論の最大の難点は、雇用に対する視点が希薄だということである」(31ページ)と正当な指摘を行い、とくに3、4章の分析でその視点の具体化を試みられ、興味深い諸論点を呈示された。

そこで3章「福祉国家の未来」においては「成長問題」と「雇用問題」やフレキシビリティなどを取り上げて考察され、さらにとくに4章「労働の未来と福祉国家」では、福祉国家の未来が労働の未来に依存するとし、「福祉国家はフレキシブルな存在になる必要がある」と結論するとともに、その歯止めとして国際的な限界を設定する必要にも付言している。とうぜん、グローバリゼーションの含意もかなり多面的に考察されている。国民国家的な福祉国家を掘り崩す最大級の脅威であるこの現代的要因を重視し、新保守主義的再編とネオ・コーポラティズ

ム的再編の並立・対抗など、示唆的で興味深い立論をされている。

ただし、同時に危惧されるべきは、その方法が武田氏の批判してやまない労働決定論に傾斜していることである。つまり労働のフレキシブル化が福祉国家のフレキシブル化をもたらすというのである。さらに危惧されるべきは、武川著の結びとされたこの労働のフレキシビリティに依存してフレキシブルな福祉国家を展望することにある。これでは労働者・国民の社会的生活過程を多国籍企業・国際金融資本が推進する資本間大競争と生活大不安をもたらす「規制緩和と民営化」としてのフレキシビリティ化にゆだねることになりはしないかということである。労働決定論の方法は同時に資本による生活過程の一方的決定論になるからである。これは、武川著の主観的願望に反する方向なのである。

もちろん、実際にはグローバリゼーションがもたらす「大競争」状態が雇用労働の非正規化と節約としてのフレキシビリティを迫り、労働基準をも生活保障基準をも資本間の大競争による掘り崩しの危険にさらし、福祉国家の危機をも促進している。その福祉国家の危機は、社会保障・社会福祉の節約・改悪をもたらす多様化としての福祉国家のフレキシビリティ化を迫っているからである。

ともあれ、多国籍企業と国際金融資本の支配力を事実として認知しながら、だからこそ「社会政策における現代」の課題と戦略が資本蓄積視点や労働決定論の方向性を脱して、人類の生活過程、または人間的な生活の再生産を本位とする観点から再構築されなければならないのである。グローバリゼーションと地球環境破壊に反対する国際連帯は、同時に労働のフレキシビリティ化・多様化・不安定化とリストラクチャリングによる大失業に反対する国内共同運動

と結合する関係にある。両者は同根関係にあるからである。

#### 4 社会政策論を再構築するために求められる経済学的方法の反省

昭和初期に革新された労働政策論としての社会政策論は、とくに大河内理論のばあい、『資本論』第1巻の独特的な利用いや誤用と戦時国家独占資本主義的労働力政策との親和性によって戦時に適応し戦後に生き延び影響力をもったのである(拙稿「現代社会政策論の基本的問題 国家独占資本主義と社会政策論」『佐賀大学経済論集』第1巻第1号、1967年、『国家独占資本主義と社会政策』未来社、1974年、第1章に再録)が、それを批判した人びとも『資本論』に依拠した。やはり資本蓄積論を重視した筆者もそうであった。武川氏がそうよぶ「伝統的方法」には暗黙裡にかかる再生産論や資本蓄積論に依拠したことが含まれ、それをも批判したいのかもしれない。しかし、経済原理的に社会問題や労働および生活問題を解明するには、理論的にはこの点が要をなすのである。

ただし、その原理が生に直接現れるとは限らず、社会的および政治的な諸関係を通して具体化され発現するわけだから、実証分析に原理を生で適用することには無理がある。その無理をあえて多くの理論的試みが実りの少ないものとなった。

その失敗を契機としてなされた労働経済論への展開または矮小化においても、論者により経済学の方法の違いと変化は大きかったのであるが、労働問題や労働政策の研究者の多くがおもに経済学または政治経済学に依拠してきたという点は重要である。社会学による武川氏がやはり社会学をベースとしているイギリス社会政策の研究を背景としていることと対照的にである。

さて再生産論や資本蓄積論の論理的基点が生産と労働にあるのに対し、イギリス社会政策が労働以外の生活関係を基点としてきた。この理論的基点の違いが異なる意味でそれぞれ研究分野の偏りをもたらしたということもあるだろう。一方が一方的な労働問題と労働政策への偏りを、他方が雇用・労働問題の欠落を促したようにである。

ただし、この点を反省するとしても、再生産論と資本蓄積論を基礎に据えたこと自体は社会科学性という点で積極的な遺産であったと考えられる。

しかし、筆者は今では同時に『資本論』の再生産論や資本蓄積論の活用の仕方に大きな理論的限界があったと考えるものである。

むしろ、今日の時点で社会政策論を再構築するためには、依拠すべき経済学批判体系そのものの反省と再構築の営みの中で行われる必要があると考え始めている。

ひとつの基本的問題は、そもそも資本主義社会における労働問題と生活および社会問題が労働力の商品化をはじめとして人々の生活が資本関係と資本蓄積過程に包摂されることに起因した。資本が本来無理がある人間または人類の全生活過程を包摂しようとしてきた資本蓄積過程の矛盾の発現として自然と人間生活の荒廃と破壊をもたらしつづけたのである。この矛盾と破壊を根底的に批判しその是正を図る為には、理論的な観点と方法の転換、あるいはパラダイム的な転換が必要であるかもしれないというのである。単純にいえば資本のための商品生産および賃金労働とそれに包摂され尽くしたものとして消費生活を仮定した経済学、あるいは生活および生活諸条件が資本の再生産と蓄積に包摂され尽くしたかのごとく想定する経済学ではなく、人間の発達援助を含む労働および消費生活を包含する社会的生活過程の再生産論に基点を

移し、資本の再生産・蓄積過程をそれに埋め戻すパラダイムに理論と運動戦略を転換させることである。

ということは、『資本論』の論理枠にとどまることなく、それを生活過程の再生産または社会的な生活過程の発達論の中に埋め込み、社会的生活過程論からすべてを位置付け直し見直す経済学が再構築されなければならないと考えることである。

経済学の根本的な批判体系は、資本の経済学としてではなく、人間の発達と福祉のための経済学として再構築されるべきなのである。そのためには前段としてまず「資本論」または「資本の再生産」論が明らかにされなければならないが、それはあくまでも人間の社会的生活過程を主客転倒的に支配しながら支えている生産および生活様式の段階にあるからなのであり、これを再転換し是正する未来社会像に接近するためにも、あるいはその過渡期にあるのかもしれない現代の矛盾と危機にある現代帝国主義と「福祉国家」の諸問題を解明するためにも、人間の社会的生活を基準にしほ位とする視点を理論化する生活過程理論の体系の構築が求められているのではなかろうか、ということである。その生活過程は、第一に経済的な生活過程であり、労働生活と消費生活を中心にするだろう。それは第二に、家族を軸に地域に広がる固有の社会生活過程、第三に自治体をふくみ国民国家ないし国家連合にかかる政治的生活過程、第四に国際的生活過程などが重層をなし、軽重を異にしながらそれぞれが多少の相対的独自性をもちつつ相互に規定し合うのであるが、全体としてはグローバリゼーションをリードするアメリカ帝国主義を中心とする国際政治経済関係の中での同盟と支配従属、その中のブッシュ的対立・分裂路線とEU的統合改良主義（ネオ・コーコーポラティズム）路線との競合などが展開され

ているのであろう。もちろん、日本は対米従属的帝国主義の政治経済路線をつよめている。この対照性は、米日の反福祉国家主義とヨーロッパの「福祉国家」主義の競合にも表れ、社会経済政策もそれに規定されている。後者の「福祉国家」主義は、一方でUSA主導のグローバリゼーションおよび構造改革攻勢に圧迫され後退しつつも、生活過程の社会的共同性と社会的ニーズを体現する労働運動とNPO的市民運動に支えられ、自立しつつ連帯する集合主義文化の伝統も一定の役立ちをしている。

そのなかでたとえば社会政策は、政策主体としては依然各国家を中心にながらも、自治体レベルのローカルな地域社会政策とEUレベルを含む各種の国際社会政策が成立し、それらの政策が経済生活から政治およびイデオロギーにまで貫通する影響力をもち、社会的・福祉的な社会と国家を支えているというモデルが成立していると想定されよう。

要するに、労働と資本の生産を人間の発達と福祉のために統合する生活過程本位に埋め込みなおす生活過程において一般的および資本の商品市場と資本の再生産・蓄積がいかなる積極的および消極的役割を果たすのかを明らかにする経済原理論を整備することも求められる。そのうえで現代の国家独占資本主義体制、さらにはグローバル化されつつある世界資本主義が人類になにをもたらしつつあるのか、その矛盾と危機を解明し、それを打開または緩和するのに必要な各レベルでの政策的努力の経験の総括と展望を求めることが必要とされているのではなかろうか。グローバリゼーション下のいわゆる「福祉国家」の危機や、「福祉社会とのパートナーシップ」など、本書が言及する主要な諸問題もその中に位置づくべきものである。

## むすびにかえて

本書は、いみじくも「触媒としてのイギリス社会政策論」としていわゆるソーシャル・ポリシー論だけを取り上げ、この問題領域で実際にはもっとも偉大な研究者であったウェップ夫妻の役割にふれていない。「触媒としてのイギリス社会政策論」というなら、社会政策を名乗らなかったウェップ夫妻の研究業績、とりわけ彼らの「ナショナル・ミニマム」論にこそ注目しなければならない。つまり、労働とその他の生活諸条件のトータルなミニマム基準による規制を基礎に社会改造をも展望した「ナショナル・ミニマム」論の発展過程にこそ、最良の触媒的モデルが求められるべきであると筆者は考え、すでに若干の試論を提示してきた（「イギリス社会政策論の見直しと『ナショナル・ミニマム』」『熊本学園大学経済論集』第2巻第3・4号、1996年、拙著『社会保障の保険主義化と「公的介護保険』あけび書房、1996年に再録、「ナショナル・ミニマムとは何か』『賃金と社会保障』2001年6月合併号参照）。そこでは、第一次的には労働過程の労働基準規制、第二次的には救貧制度に代えての最低生活保障の諸措置、第三次的には教育・住居の最低限と公衆衛生と景観を含めての環境等の保全など、民主的規制による生活過程保障体系が示唆されており、社会改造を展望しての労働過程を包摂する生活過程論的な社会経済政策論の構築に大きなモデルを提示している。グローバリゼーション対応の現代ではさらにリージョナルおよびグローバルな社会憲章的基準の具体的上乗せが論理

必然的に予定されるべきである。

ウェップの所論には、苦汗産業の「寄生」的労働搾取の排除を中心にし、資本家的営利企業による環境破壊などへの規制をふくめ社会主義化に向けての過渡的統制論など、まことに斬新な戦略論を示唆していたのであるが、『資本論』に見られる剩余労働搾取と社会的生産力の発展を両面とする生産過程論も、資本蓄積過程論とその中の労働者階級の増大・成長論もない。第1巻中の工場法論も十分には摂取され尽くされていない。学びなおしが求められているはずである。たとえば、そこで労働の社会化論から生活の社会化論の示唆を得ての展開の試みも、現代の社会経済政策と福祉国家を支える基礎的契機の解明作業の一つとして、必須の作業である（拙稿「『労働の社会化』の二重性把握の課題」御茶の水書房『社会科学の方法』通巻141号、江口英一／相澤与一編『現代の生活と「社会化』』労働旬報社、1986年中の拙稿、第1章の「戦後日本の国民生活の社会化 その諸矛盾と対抗の展開」参照）。

21世紀初頭の新たな危機のもとで、危機の民主的打開の政策戦略を構築するためには、やはり人類の遺産をなす先人の古典の積極的な読み直しと、大胆な再構築に向けての率直な討論の風を巻き起こさなければならないのであろう。（武川正吾著『社会政策のなかの現代 福祉国家と福祉社会』東京大学出版会、1999年11月、v+338頁、4800円+税）

（あいざわ・よいち 高崎健康福祉大学  
保健福祉学科教員）

堤和馬著

## 『特殊法人解体白書

ヒト・カネ・利権の全データ』

紹介者：早川 征一郎

小泉首相の「構造改革」論で、きわめて重要な柱となっているのが特殊法人改革である。本書は、「政治・行政・特殊法人・財政投融資・天下りなどの関係にメスをいれ、混沌とした特殊法人改革の議論ができるだけわかりやすく解説しようと試みた」(はしがき)ものである。

タイムリーで、しかも新書版のせいか、あるいは最近の出版風潮か、本書のタイトルは、大変、ジャーナリストイックだが、内容は「はしがき」とおり、多方面にわたる真摯な論議となっている。

著者は1995年から2001年まで、特殊法人労連事務局長を務めていた。そして、この間、特殊法人労連による官僚天下り研究シリーズの取りまとめの中心的役割を担ってきた人として、マスコミにもしばしば登場していた。その経歴の持ち主の手による本書は、いわば特殊法人の内部関係者による特殊法人批判の書としての意味を持っている。

### 1

本書の構成は、つぎのとおりである。

- 1 なぜ特殊法人が問題にされるのか
- 2 郵便貯金・厚生年金と特殊法人
- 3 特殊法人、認可法人、公益法人、独立行政法人

- 4 「天下り」と公務員制度
- 5 特殊法人改革は四回目
- 6 中央省庁再編と特殊法人改革
- 7 公共事業と特殊法人
- 8 特殊法人それぞれの問題
- 9 小泉政権と特殊法人改革
- 10 小泉特殊法人改革のゆくえ
- 11 特殊法人に未来はあるか

新書版に、これだけ多方面の論点が盛り込まれるのかと思うほどの構成であるが、しかし豊富なデータを駆使しつつ議論を展開している。以下、ごく限定した要点の紹介を行おう。

### 2

「1 なぜ特殊法人が問題にされるのか」では、特殊法人が国民の日常生活と密接に関わっており、利用者、納税者としての国民からみて、その在り方が重要な意味を持っていることが最初に指摘される。以下、特殊法人の問題性が歴史的に検討される。戦後復興期および高度成長期、「財政投融資制度と特殊法人の設立は、ケインズ政策の日本版という性格」(19頁)を持っていたと位置づけられる。だが、ドルショック、オイルショック以降の日本経済の変貌のもとで、公共事業を主体とした政策展開のなかで、特殊法人の役割が一層重視され、それとともに、特殊法人事業の必要性、採算性が問題化し、しかも利権性、天下り問題も深刻化していったことが指摘される。

「2 郵便貯金・厚生年金と特殊法人」は、郵便貯金・簡易保険・厚生年金・国民年金などからの財政投融資資金のかなりの部分が特殊法人などの事業に投入されていること、それ故、特殊法人の景気対策的役割についての検討を行っている。のちの9、10のための準備的な考察である。

「3 特殊法人・認可法人、公益法人、独立

行政法人」は、特殊法人とともに、近年、問題化している認可法人、公益法人、独立行政法人について、それぞれの問題性、新たな天下り先としての役割などが指摘される。

「4 『天下り』と公務員制度」は、著者が長年、実態究明に力を注いできたところだけに、資料編を含め約50頁を割き、詳細に吟味されている。特殊法人改革のポイントは、結局、天下りの禁止にあるとする指摘は、きわめて有意義である。

「5 特殊法人改革は四回目」は、大平首相時代に始まる「行革」以来の特殊法人改革の経過を追跡し、「6 中央省庁再編と特殊法人改革」では、政治主導、内閣機能強化のもとで、特殊法人改革問題が政治の表舞台に浮上していく根拠を明らかにしている。「7 公共事業と特殊法人」は、今日の公共事業の予算規模や決まり方、利権構造などを具体的に指摘している。「8 特殊法人それぞれの問題」は、道路公団、住宅金融公庫を始めとするいくつかの特殊法人に焦点を当てて実態を解明している。

### 3

以上の叙述を経て、結論部分として、「9 小泉政権と特殊法人改革」「10 小泉特殊法人改革のゆくえ」「11 特殊法人に未来はあるか」がある。著者が注目しているのは、小泉政権の誕生で、郵政三事業の民営化問題の帰趨にある。郵政三事業の民営化を念頭に置くからこそ、特殊法人で最大の財政投融資機関である住宅金融公庫、第3位の道路公団の民営化がとくに浮上すると指摘しているのは興味深い。もちろん、前者が民業圧迫だとする民間金融機関の主張に

沿い、後者は「抵抗勢力」としての「建設族」「道路族」(とくに自民党橋本派)との対抗関係にあることも指摘したうえのことである。

さて、では結局、特殊法人改革は今後、どうなるであろうか。著者は、具体的な改革の在り方の指摘を慎重に避けている。ただ、「国の政策の基本を見直す」ことを前提に、「市場原理に基づく改革が重要なのではなく、市場原理では解決できないもの、ひずみの大きいものを救済することが、今日の特殊法人などの使命であり、政治の責任である」(194~5頁)という著者の主張からすれば、当然、現在の特殊法人改革の在り方にはかなり批判的である。住宅金融公庫の必要性、国の賃貸住宅事業からの撤退への批判、日本育英会の改革問題など、個別的に著者が批判しているものも、上記の視点からすれば納得できることである。

また、特殊法人改革の在り方では、さらに著者が指摘するように、ヨーロッパ諸国などで市場原理優先の政策の見直し、転換が起きているといった世界的な動向と日本の政策動向との差を今一度、認識し直すことでも必要な課題である。

ともあれ、特殊法人改革に関わるいろいろな系列の問題を整理したハンディな書であり、一読に値する書であることを指摘して、紹介を結ぶことにしよう。

(堤 和馬著『特殊法人解体白書 ヒト・カネ・利権の全データ』中公新書、2002年1月刊、203頁、定価本体720円+税)

(はやかわ・せいいちろう 法政大学大原社会問題研究所教授)